

身体拘束・虐待防止委員会規程

1. 目的

高齢者の尊厳の保持をするため、虐待を防止することが極めて重要である。

本委員会では、あらゆる虐待の防止のためと身体拘束の適正化を目指す事を根底とし、情報収集、実施状況の確認、高齢者及び家族からの苦情の処理、対策等を協議する事、又、それらのために職員研修を行う事を目的とする。

2. 構成員

総括責任者を施設長とし、委員長を相談員、副委員長を介護支援専門員の所長、その他委員会のメンバーをリーダー会議の構成員とする。

* 委員長は虐待防止担当者を兼任とする。

3. 委員会の開催

本委員会の会議は、総合的な虐待防止について年1回以上、身体拘束の適正化については3月に1回以上行うこととします。

又、研修は、総合的な虐待防止について年1回以上、身体拘束の適正化について2回以上行うこととする。

4. 委員会の協議事項

《虐待防止》

- ① 研修計画の策定
- ② 職員のストレスマネジメント
- ③ 苦情解決
- ④ 分析と防止の取組検討
- ⑤ 事故対応
- ⑥ その他

《身体拘束適正化》

- ① 研修計画の策定
- ② 必要な記録の確認
- ③ 事例の協議
- ④ 労働環境等の確認及び改善
- ⑤ 身体拘束の必要性の検討
- ⑥ 身体拘束発生後の検証・再発防止策の検討
- ⑦ その他

5. 職員への周知徹底

各委員は、委員会終了後、部下職員に決定事項等を周知徹底すること。又、研修においては、全職員が参加する様調整を行い、不参加であった職員へは内容を伝えよく理解させ周知徹底とする。

本規程は、令和4年4月1日より改正施行とする。